

雇用失業情勢と 雇用対策について

平成21年10月13日(火)

厚生労働省政策会議

雇用対策の実施状況

雇用調整助成金の拡充等 6,066億円 【計画届受理状況(2009年8月) 事業所数 79,922件 対象者数 2,110,841人 3月以降200万人超】

- ・派遣労働者を含む労働者の解雇等がない場合、助成率を4/5から9/10(大企業は2/3から3/4)に引上げ。【3月30日～】
- ・残業時間削減により雇用維持をした場合、助成(契約労働者:年30万円、派遣労働者:年45万円(大企業は各々20万円、30万円))。【3月30日～】
- ・大企業の教育訓練費の引上げ、1年間の支給限度日数(200日)の撤廃。【6月8日～】

派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保、派遣元による雇用の維持及び労働基準法の遵守等の指導監督の実施。【3月31日 指針改正】
- ・資産、現金・預金等の許可要件の厳格化。【5月18日 要領改正】

雇用創出対策 7,000億円

- ・「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業(基金)」(1,500億円 + 3,000億円積み増し)。

【平成20・21年度事業計画状況(7月30日調べ) 約20万人分】

再就職支援・能力開発対策

「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

- ・雇用保険を受給できない者を対象に職業訓練の拡充及び「訓練・生活支援給付」の支給。

【7月15日以降、全国のハローワークで相談、受付開始。訓練は7月29日以降順次開始(訓練計画認定件数773コース(定員数16,476人、受講者数(受講予定者含む)8,194人)(10月6日現在))。給付金の支給は8月14日以降順次開始(認定申請件数5,864件)(10月6日現在))】

- ・十分な技能・経験を有しない者への中小企業等による実習型雇用や職場体験・雇入れの支援。【7月10日より事業開始(受理求人数8,672人、求職者数10,362人、開始者数1,143人)(10月6日現在)】

- ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者への再就職、住居・生活支援。【8月17日より事業開始(開始者数1,200人)(10月6日現在)】

ハローワーク機能の抜本的強化 265億円 【6月以降随時相談員を7,043人、7月1日より職員を304人、全国のハローワークに配置】

離職者訓練の強化 ・離職者訓練の実施規模を拡充し、介護分野、IT分野等の長期訓練を実施。【4月1日～】

雇用保険のセーフティネット機能の強化

- ・非正規労働者について適用を拡大、給付を拡充 【3月31日】

住宅・生活支援等

- ・離職に伴い住居を失った者への、就労支援をあわせた入居初期費用等の資金貸付(最大で186万円の貸付)【10月2日現在貸付決定10,250件】
- ・雇用促進住宅への入居あっせん。【10月2日現在 入居決定7,949件】
- ・離職後も社宅・寮等に労働者を居住させる事業主へ月額4～6万円(6ヶ月まで)を助成。【事前計画状況(8月まで) 累計 1,013件14,937人】
- ・雇用と住居を失った者への、住宅手当の支給、生活資金の貸付等。 1,093億円 【10月から全国の自治体・社会福祉協議会で実施】

内定取消し対策、障害者雇用対策、外国人労働者支援

内定取消し対策

- ・企業指導強化(企業名公表制度を整備)。【4月末までに15社公表】 ・未内定学生等への就職面接会の実施等。【4月以降順次実施】

障害者雇用対策 ・特定求職者雇用開発助成金の拡充(助成期間の延長・支給額の増額) 334億円 【支給決定件数(8月) 844件】

外国人労働者への支援 【6月1日より計133人の相談員を、日系人集住地域を中心に配置、5月より就労準備研修の実施(9月25日現在受講者3,248人)】 2

雇用調整助成金制度

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させる場合や、残業削減を実施することにより雇用を維持する場合、当該事業主に対してその賃金等の一部を助成する。

事業活動の縮小

(支給要件)

1年ごとに生産量・売上が直近3か月又は前年同期と比べて原則5%以上縮小していること。

休業
教育訓練
出向

残業削減

残業削減雇用維持奨励金

(平成21年3月30日～)

雇用する労働者や受け入れている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業時間を大幅に削減し、当該労働者の解雇等()を行わない事業主に対し助成する。

支給額 (年額)	有期契約労働者 (1人当たり:上限100人)	派遣労働者 (1人当たり:上限100人)
中小企業	30万円	45万円
大企業	20万円	30万円

解雇等・・・雇用労働者の解雇の他、有期契約労働者の雇止め、受け入れている派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。

対象労働者

雇用保険被保険者:期間を問わず全員
(新規学卒者を含む)

大企業 (雇用調整助成金)

休業等・出向に係る費用の助成率 : 2 / 3
教育訓練実施に係る助成額 : 4,000円

中小企業 (中小企業緊急雇用安定助成金)

休業等・出向に係る費用の助成率 : 4 / 5
教育訓練実施に係る助成額 : 6,000円

日額上限は、7,685円

(労働者1人1日当たり)

解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ

助成率:大企業 2 / 3 → 3 / 4
中小企業 4 / 5 → 9 / 10

(平成21年
3月30日～)

平成21年6月8日

- 大企業に対する教育訓練費の引上げ
教育訓練費 1,200円→4,000円
- 1年間の支給限度日数(200日)の撤廃
- 障害者に関する助成率の引上げ
大企業:2 / 3→3 / 4 中小企業:4 / 5→9 / 10
- 在籍出向者を助成対象に追加

雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況（平成20年度及び平成21年度）

	平成20年度		平成21年度	
	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数
4月	63	1,343	61,349	2,534,853
5月	79	2,601	67,192	2,338,991
6月	92	1,774	75,532	2,382,931
7月	96	2,429	83,031	2,432,565
8月	123	3,060	79,922	2,110,841
9月	107	2,970	-	-
10月	140	3,632	-	-
11月	198	8,598	-	-
12月	1,707	138,549	-	-
1月	12,209	879,614	-	-
2月	29,137	1,865,792	-	-
3月	46,558	2,379,069	-	-
計	90,509	5,289,431	367,026	11,800,181

- 1 速報値であり、今後変更の可能性がある。
- 2 休業と教育訓練を同じ事業所で実施した場合、休業と教育訓練ごとにそれぞれ1件としてカウントしている。
- 3 本集計には出向に係る件数は含んでいない。
- 4 事業所数は計画の届出があった件数であり、企業数とは必ずしも一致しない。
- 5 平成20年12月分より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の休業等実施計画届の受理件数を含む。

雇用調整助成金等に係る支給決定状況（平成20年度及び平成21年度）

	平成20年度			平成21年度				
	事業所数	対象者数	支給額（千円）	事業所数	対象者数		支給額（千円）	
					上乗せ分 5	上乗せ分 5		
4月	43	1,214	34,691	7,739	98	549,562	3,275	14,091,545
5月	52	1,287	30,466	18,744	711	1,142,230	16,290	32,340,768
6月	61	1,532	37,208	34,556	3,452	1,891,406	56,880	54,705,343
7月	56	1,864	44,586	64,192	8,150	2,551,967	124,965	76,321,633
8月	86	2,099	43,819	79,256	12,362	2,554,069	171,176	76,408,926
9月	75	1,608	41,214	-	-	-	-	-
10月	103	2,409	53,935	-	-	-	-	-
11月	76	1,590	36,834	-	-	-	-	-
12月	83	2,716	49,683	-	-	-	-	-
1月	127	4,150	81,122	-	-	-	-	-
2月	461	21,583	499,907	-	-	-	-	-
3月	3,665	212,129	5,825,942	-	-	-	-	-
計	4,888	254,181	6,779,407	204,487	24,773	8,689,234	372,586	253,868,215

1 速報値であり、今後変更の可能性がある。

2 一事業所において休業と教育訓練を実施した場合には、事業所数、対象者数ともにそれぞれ1件としてカウントしている。

3 出向に係る件数は含まない。

4 平成20年1月分より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の支給状況を含む。（中小企業緊急雇用安定助成金の12月は支給実績なし。）

5 解雇等を行わず、助成率の上乗せを申請した事業主に対して支給した件数でうち数である。

ふるさと雇用再生特別基金事業

事業の概要

地域の雇用失業情勢が厳しい中で、地域の実情や創意工夫に基づいて地域求職者等の雇用機会を創出する取組みを支援するため、都道府県に対して「ふるさと雇用再生特別交付金」を交付し、これに基づく基金を造成。

都道府県・市町村は、平成23年度分までの各年度ごとの事業配分を判断しながら雇用創出が図られる事業計画を立案し、雇用情勢に弾力的・機動的に対応。

都道府県・市町村は、民間企業等に事業委託し、当該受託者が求職者を新たに雇い入れることにより雇用を創出。

事業の規模

2500億円
(労働保険特別会計)

平成20年度2次補正予算による措置

雇用創出効果

3年間で最大10万人

基金対象期間

平成23年度末まで

事業の実施状況

交付済みの額: 2500億円

雇用創出数: 27,960人

事業数 : 6,140事業

平成20、21年度の合計。20年度分は実績。21年度分は7月30日調べ(実施見込のものを含む)

事業の実施例

【佐賀県鹿島市】 雇用創出数4人
イベント開催や魅力ある店舗づくりの企画・助言をするアドバイザーを雇用し、「発酵文化の香る街」を打ち出した中心市街地の活性化を図る

【事業実施者】 鹿島商工会議所

産業振興

【岩手県】 雇用創出数50人

安全・安心な県産農水産物を活かし、高付加価値の加工品生産や、ネット販売による新たな流通販売など新たな雇用が生まれる事業を支援することで農林水産経営の高度化を図る

【事業実施者】 いわて新鮮組株式会社等19事業者

農林水産

【岐阜県】 雇用創出数6人

JR岐阜駅周辺エリアの新たな賑わい創出拠点「エキサイト43ギフ」の事業計画・運営スタッフを雇用し、ショップでの接客やイベント開催業務を行う

【事業実施者】 株式会社 岐阜シティ・タワー43開発

産業振興

【青森県】 雇用創出数7人

津軽鉄道沿線を含む奥津軽エリアの広域的な観光PRをするトレインアテンダント(客室乗務員)を雇用し、列車内で観光客への名所案内を行う

【事業実施者】 津軽鉄道株式会社

観光

【沖縄県】 雇用創出数16人

子育て支援、介護支援、就職支援相談に当たる専門員を雇用し、子育て・介護の問題を抱えて就職できない人や就職しても継続が難しい人の支援業務を行う

【事業実施者】 財団法人沖縄県労福協

子育て・介護

【宮城県蔵王町】 雇用創出数3人

工人を雇用し伝統技術の習得を図りながら、「みやぎ蔵王こけし館」の来館者に、こけし製作実演や体験教室の指導に当たる

【事業実施者】 遠刈田伝統こけし木地玩具業協同組合

文化

緊急雇用創出事業

事業の概要

地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的なつなぎの雇用機会を創出するため、都道府県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、これに基づく基金を造成

都道府県・市町村は、平成23年度分までの各年度ごとの事業配分を判断しながら雇用創出が図られる事業計画を立案し、雇用情勢に弾力的・機動的に対応。

都道府県・市町村は、民間企業等に事業委託し、当該受託者が求職者を新たに雇い入れることにより雇用を創出(地方公共団体による事業の直接実施可)。

事業の規模

4500億円 (一般会計)

うち、1500億円は20年度2次補正予算による措置
3000億円は21年度補正予算により拡充

雇用創出効果

3年間で最大45万人

基金対象期間

平成23年度末まで

事業の実施状況

交付済みの額：4284億円

雇用創出数：177,163人

事業数：23,661事業

平成20、21年度の合計。20年度分は実績。21年度分は7月30日調べ(実施見込のものを含む)

事業の実施例

【秋田県にかほ市】雇用創出数30人
海岸漂着ごみの収集作業を実施し、環境の向上を図る

【事業実施者】秋田県にかほ市

環境

【埼玉県】雇用創出数18人
在来種を食べ生態系を乱す特定外来生物や、ブラックバスなどの外来魚を荒川下流など県内20カ所で駆除する

【事業実施者】埼玉県漁業協同組合連合会

環境

【三重県】雇用創出数13人
振り込め詐欺の被害防止のためにATM周辺での声かけや啓発イベントに携わる

【事業実施者】三重県

治安・防災

【徳島県石井町】雇用創出数2人
子どもの体力向上のため、町内の幼稚園、小学校を巡回し、担任教諭と連携して体育授業の補助指導を行う

【事業実施者】徳島県石井町

教育

【静岡県浜松市】雇用創出数18人
放置されている間伐材の有効活用を促進するため、山林にある残材の搬出作業や枝払い作業を行う

【事業実施者】天竜森林組合等3事業者

農林漁業

【鳥取県米子市】雇用創出数3人
中心市街地の商店街の空き店舗の実態を調査し、効果的な空き店舗対策事業の立案のための基礎資料を作成する

【事業実施者】NPO法人まちなかこもんず

産業振興

「緊急人材育成・就職支援基金」の事業実施状況

雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

緊急人材育成・就職支援基金

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

緊急人材育成支援事業

職業訓練と訓練期間中の生活保障の実施

(単身者：月10万円、扶養家族を有する者：月12万円)

事業開始：7月15日 全国のハローワークで相談・受付開始

7月29日 職業訓練順次開始

実績：【訓練】認定済み定員 16,476人、受講者(予定者含む) 8,194人

【給付】受給資格認定申請件数 5,864件 (10月6日現在)

2 中小企業等における雇用創出

中小企業等雇用創出支援事業

実習型雇用・職場体験等を通じた雇入れの助成

(実習型雇用：1人月10万円、雇入れ：1人100万円など)

事業開始：7月10日

(10月6日現在)

実績：受理求人数 8,672人、登録求職者数10,362人、開始者数 1,143人

3 長期失業者等の再就職支援

長期失業者等支援事業

長期失業者及び就職活動困難者に対する再就職支援、住居・生活支援

事業開始：8月17日

実績：開始者数1,200人 (10月6日現在)

ハローワーク

ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

【離職者等

(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

Ex
製造業

事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

1～3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

「求職者支援制度」の創設

民主党マニフェスト

職業訓練期間中に、月額最大10万円の手当(能力開発手当)を支給する「求職者支援制度」を創設する。工程表では平成23年度に創設

(連立政権合意)

職業訓練期間中に手当を支給する「求職者支援制度」を創設する。

雇用保険を受給できない者を対象とした第2のセーフティネット(手当付き職業訓練制度)について、現行の基金事業の運営状況も踏まえ、恒久措置の検討を進める。

(これまでの施策等)

労使及び各党の提案を踏まえ、新たな雇用のセーフティネットとして、「緊急人材育成・就職支援基金」を創設。(H21年度補正予算で措置)

雇用保険を受給できない方を対象として、職業訓練と「訓練・生活支援給付」を実施

・ 給付は月10万円(扶養親族ある方は12万円)、必要な方に貸付も実施(月8万円を上限)

今後の検討課題

平成23年度の「求職者支援制度」の創設に向け、次の課題について検討を進める()。

- ・ 恒久財源の確保 公労使三者構成の労働政策審議会における十分な検討が必要
- ・ 課税の特例措置の創設(給付の非課税措置)
- ・ 確実な事業遂行、サービスの質の確保を実現するための適切な制度設計(給付対象者の範囲、給付の内容の検討、訓練を希望する求職者に対応した的確な訓練(定員、内容等)の確保、 国の組織・定員等の体制整備等の実施準備、求職者や訓練実施機関に混乱が生じないよう、一定の周知期間の設定)

なお、基金事業の廃止・中断により、求職者が必要な訓練を受けられず、また、生活が困窮化するような事態は回避すべき。このため、「訓練・生活支援給付」から、平成23年度に新たに創設される「求職者支援制度」への移行に当たっては、空白が生じないよう、基金事業の継続が必要。



厚生労働省発職 1007 第1号

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

今後の労働者派遣制度の在り方について（諮問）

労働者派遣制度については、労働力の需給調整を図るための制度として、我が国の労働市場において一定の役割を果たす一方で、近年、日雇派遣など社会的に問題のある形態が出てきているほか、やむを得ず労働者派遣を選択する者の存在や法違反事案の顕在化などが課題となってきた。

このような状況を踏まえ、貴会における調査審議を経て、昨年11月4日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出したところであるが、同法案は、本年7月21日、衆議院の解散に伴い廃案となったところである。

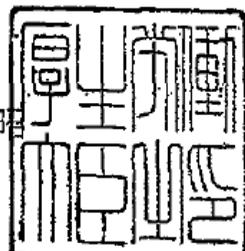
同法案提出後、我が国の雇用情勢は急激に悪化し、いわゆる派遣切りが多く発生し、社会問題化するなど、派遣労働者をめぐる雇用環境に大きな変化が生じたところである。

このため、上記の法律案において措置することとしていた事項のほか、製造業務への派遣や登録型派遣の今後の在り方、違法派遣の場合の派遣先との雇用契約の成立促進等、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進のために追加的に措置すべき事項についても検討を行い、改めて法律案を提出する必要性が生じている。

以上を踏まえ、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、今後の労働者派遣制度の在り方について、貴会の調査審議を求める。

平成21年10月7日

厚生労働大臣 長妻 昭



連立政権樹立に当たっての政策合意 (抄)

民 主 党
 社会民主党
 国民新党

国民は今回の総選挙で、新しい政権を求める歴史的審判を下した。

その選択は、長きにわたり既得権益構造の上に座り、官僚支配を許してきた自民党政治を根底から転換し、政策を根本から改めることを求めるものである。民主党、社会民主党、国民新党は連立政権樹立に当たって、2009年8月14日の「衆議院選挙にあたっての共通政策」を踏まえ、以下の実施に全力を傾注していくことを確認する。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

小泉内閣が主導した競争至上主義の経済政策をはじめとした相次ぐ自公政権の失政によって、国民生活、地域経済は疲弊し、雇用不安が増大し、社会保障・教育のセーフティネットはほころびを露呈している。

国民からの負託は、税金のムダづかいを一掃し、国民生活を支援することを通じ、我が国の経済社会の安定と成長を促す政策の実施にある。

連立政権は、家計に対する支援を最重点と位置づけ、国民の可処分所得を増やし、消費の拡大につなげる。また中小企業、農業など地域を支える経済基盤を強化し、年金・医療・介護など社会保障制度や雇用制度を信頼できる、持続可能な制度へと組み替えていく。さらに地球温暖化対策として、低炭素社会構築のための社会制度の改革、新産業の育成等を進め、雇用の確保を図る。こうした施策を展開することによって、日本経済を内需主導の経済へと転換を図り、安定した経済成長を実現し、国民生活の立て直しを図っていく。

記

1～5 (略)

6. 雇用対策の強化—労働者派遣法の抜本改正—

○ 「日雇い派遣」「スポット派遣」の禁止のみならず、「登録型派遣」は原則禁止して安定した雇用とする。製造業派遣も原則的に禁止する。違法派遣の場合の「直接雇用みなし制度」の創設、マージン率の情報公開など、「派遣業法」から「派遣労働者保護法」にあらためる。

7～10 (略)

(H21改正)雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能を強化

1. 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化

(は3年間の暫定措置)

労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について、
受給資格要件を緩和：被保険者期間 12か月→6か月(解雇等の離職者と同様の扱い)
給付日数を解雇等による離職者並に充実

(雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み」を「6か月以上雇用見込み」に緩和し、適用範囲を拡大)

2. 再就職が困難な場合の支援の強化

解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、
給付日数を60日分延長(例えば所定給付日数が90日の場合→150日)

3. 安定した再就職へのインセンティブ強化

早期に再就職した場合に支給される「**再就職手当**」の支給要件緩和・給付率の引上げ(給付率について、30%→40%又は50%)
就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「**常用就職支度手当**」について対象範囲を
拡大(年長フリーター層を追加)・**給付率の引上げ**(30%→40%)

4. 育児休業給付の見直し

平成22年3月末まで給付率を引き上げている**暫定措置(40%→50%)**を当分の間延長
休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、**全額を休業期間中に支給**

5. 雇用保険料率の引下げ

失業等給付に係る雇用保険料率(労使折半)を平成21年度に限り、**0.4%引下げ(1.2%→0.8%)**

施行期日：平成21年3月31日(育児休業給付の見直しについては平成22年4月1日)

* 船員保険法についても、雇用保険法に準じて改正。

雇用保険における国庫負担の1 / 4 復帰

民主党マニフェスト

雇用保険における国庫負担を、法律の本則である1 / 4 に戻す。（工程表は平成22年度）

現状

国庫負担の割合については、社会保障費削減の一環として、平成19年の雇用保険法改正により、保険料負担者である労使とぎりぎりの調整を行い、やむを得ない措置として暫定的に引き下げ（本来の額（給付費の25%）の55/100（13.75%））。

8月末の平成22年度概算要求においては、国庫負担を約2,950億円計上。

雇用情勢が厳しい中で、本年6、7月の雇用保険受給者が100万人を超えるなど給付費が増加しており、今年度は、失業等給付積立金を約8,000億円取り崩すことが必要な状況。

参考：国庫負担の基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策との関係が深く、政府もその責任を担うべきであることから、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担することが必要。